

平成16年12月8日

各 位

会社名 西武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 小柳 皓 正
(コード番号 9002 東証第1部)
問合せ先 総務部広報担当課長 関 達 夫
(TEL 04-2926-2045)

**『コンプライアンス・マニュアル』の発行、
『企業倫理ホットライン』の開設ならびに
コンプライアンス担当者の選任について**

西武鉄道では、本年5月24日付で制定した『西武鉄道企業倫理規範』に基づいて全役職員が業務を行っていく上での心がけ、守るべき事柄を指針としてとりまとめた『コンプライアンス・マニュアル』が完成し、本日12月8日から配付の運びとなりました。またこれに伴い、同マニュアルに違反する行為を見かけた時もしくは違反するのではないかと疑問に思うようなことがあった場合の通報・相談窓口として『企業倫理ホットライン』を12月16日に開設いたします。

当社では、今春の商法違反事件を受け、こうした事態を二度と引き起こさない企業に生まれ変わるべく、企業倫理を確立するコンプライアンス体制の構築、組織内部および社会とのコミュニケーションを推進する企業風土の構築、各種リスク管理体制の強化などを柱とする改革を進め、全役職員の意識改革ならびに企業体質の改善を図ってまいりましたが、『コンプライアンス・マニュアル』、『企業倫理ホットライン』ともに、この一環として準備を進めてきたものです。

なお、当社ではこれに先立ち、コンプライアンスに関する情報伝達、教育、問題対処などをスムーズに行うための役割を担う担当者として、各職場に『コンプライアンス・リーダー』および『コンプライアンス推進者』を12月1日付で選任しました。

これにより、『西武鉄道企業倫理規範』の内容を実践していくためのスキームが整いましたので、今後はこれらが有効に機能するようさらなる浸透・定着活動を推進してまいります。

詳細は別紙のとおりです。

1.『コンプライアンス・マニュアル』等の配付

当社のすべての役員・従業員が業務を遂行していく上で、守るべき項目や心がけるべき項目を18項目の行動指針として取りまとめ、それぞれについてポイントを示しているほか、起こりやすい事例をケーススタディとして4コマ漫画で紹介するなど、理解しやすくなるよう工夫しています。本日12月8日付で発行し、すべての役員・従業員に配付するとともに、今後内容の周知徹底を図ってまいります。

また、「企業倫理ホットライン」の開設に合わせて「コンプライアンス・カード」を12月16日から配付します。「コンプライアンス・カード」とは「企業倫理ホットライン」の使い方や、西武鉄道企業倫理規範などを掲載した名刺大の携帯用カードです。

2.『企業倫理ホットライン』の開設

従業員や役員など当社に関係する人物から、コンプライアンスに違反する行為や違反する恐れのある行為について、通報や相談を受け付ける窓口として設置するもので、利用者が相談しやすいよう、社内の窓口だけでなく社外の窓口の設置を行うとともに、利用者保護を明文化した規程を整備します。概要は以下のとおりです。

名 称 企業倫理ホットライン

設置場所・利用方法

内部窓口：コンプライアンス室（電子メール・Fax・封書）

外部窓口：ダイヤル・サービス(株)（電話・専用ホームページ・Fax）

利用者の対象範囲 当社役員・社員・アルバイト・派遣社員

利用者の保護 匿名での利用を認めるとともに、利用者のプライバシー保護や不利益取扱いの禁止を明文化した運用規程を整備するなど、利用者が安心して利用できる環境の確保に留意しています。

開設日 平成16年12月16日

3.コンプライアンス担当者の選任

全社的なコンプライアンス体制を確立していくために、全職場にコンプライアンスに関する情報伝達、教育、問題対処、解決などをスムーズに行う役割を果たす担当者として、『コンプライアンス・リーダー』および『コンプライアンス推進者』を選任しました。

コンプライアンス・リーダー

・役 割：職場における浸透・定着活動の指揮およびコンプライアンスに関する身近な疑問・相談窓口、問題発生時における適切な情報伝達

・選定方法：本社課長クラスおよび現業管理職クラス 計58名

コンプライアンス推進者

・役 割：リーダーを補佐として、浸透・定着活動の推進

・選定方法：本社課長補佐クラスおよび現業監督者クラス 計210名

配置日 平成16年12月1日

以 上